

【注意】補助事業に係る費用の支払いと完了日について

① 工事代金の支払いについて

絶対に補助事業の経費と他の経費を一緒に支払わないでください。

また、振込手数料は支払う側が負担してください。

もし他の請求と一緒に支払ってしまった場合は、補助事業分について支払先から返却してもらい、再度支払いの手続きをとっていただきますので、ご注意ください。

② 事業完了日について

実際の事業完了日が、交付申請書に記載した事業完了予定日より遅れる場合は、様式第7(計画変更等届出書)を実績報告書類と一緒にご提出ください。また、届出書の日付は交付申請書に記載した事業完了予定日以前としてください。

(Excel ファイルを実績報告書のフォルダ「21.報告」に保存し、原本は実績報告書①・誓約書と一緒にお願いします)

※ その他、「実績報告にあたっての留意事項」を再度ご確認ください。